

第 5 0 号議案

亀岡市立学校施設使用条例の一部を  
改正する条例の制定について

亀岡市立学校施設使用条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成 1 6 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童生徒地域交流施設

別表中

「

屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
-------	----	-------------------

」

を

「

屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
児童生徒地域 交流施設	研修室	200 円
	会議室 (和室 1 室)	100 円

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例別表の使用料の規定は、平成30年10月1日以降に使用する施設使用料から適用し、同日前に使用する施設使用料については、なお従前の例による。

亀岡市立学校施設使用条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市立亀岡中学校若木の家<sup>（注）</sup>の学校教育以外の利用について、必要な使用料等を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。